

「柵機構関連委託第4号」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和7年4月14日

青森県中南農林水産事務所長

記

1 業務名

柵機構関連委託第4号

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営柵地区農地中間管理機構関連農地整備事業の適正かつ効率的な事業の執行と公共工事の品質確保に資することを目的とする。

(2) 概要

現場技術業務 1式

3 応募資格等

別添「柵機構関連委託第4号」応募要領による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添「柵機構関連委託第4号」応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町4（弘前合同庁舎3階）

青森県中南農林水産事務所

TEL 0172-33-6055

メールアドレス yoshihiro_tozawa@pref.aomori.lg.jp

担当者 農道ほ場整備課 斗澤、齊藤

「柵機構関連委託第4号」応募要領

1 業務名

柵機構関連委託第4号

2 業務の目的

本業務は、県営柵地区農地中間管理機構関連農地整備事業の適正かつ効率的な事業の執行と公共工事の品質確保に資することを目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり。

4 履行期限

契約締結日の翌日から令和7年12月19日(金)までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の(1)及び(2)の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

(2) 参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、又は令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、1級土木施工管理技士、又はこれと同等の能力と経験を有する

者（大学卒業後 13 年（短大・高専卒業後 18 年、高校卒業後 23 年）以上の実務経験を有する者をいう。）であること。

また、配置予定現場技術員（B）は、2 級土木施工管理技士の資格取得後 4 年以上の実務経験を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する者（大学卒業後 5 年（短大・高専卒業後 8 年、高校卒業後 11 年）以上の実務経験を有する者をいう。）であること。

配置予定現場技術員（C）は、2 級土木施工管理技士、又はこれと同等の能力と経験を有する者（大学卒業後 2 年（短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年）以上の実務経験を有する者をいう。）であること。

カ 配置予定技術者（管理技術者及び現場技術員）は、応募する者と直接的な雇用関係にあること。

6 参加表明書に関する事項

（1）本業務の受託を希望する者は、様式第 1 号「参加表明書」を 12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

（2）提出期間

令和 7 年 4 月 15 日（火）から令和 7 年 4 月 25 日（金）まで

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

7 企画提案書の作成、提出等

（1）6 の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。
なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去 10 年間における同種業務の実績（企画提案書様式 2）

前年度からの過去 10 年間における 3 に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式 3）

配置予定管理技術者及び配置予定現場技術員の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式 4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

（2）提出方法

様式第 2 号により、作成した企画提案書を 12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により 2 部（正 1 部、副 1 部）提出すること（提出期限内に必着のこと）。

ただし、提出する企画提案書は、1 者につき 1 点に限る。

（3）提出期間

令和 7 年 4 月 15 日（火）から令和 7 年 4 月 28 日（月）まで

休日等を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準（別添「評価基準」参照）

（1）応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性

- ア 過去 10 年間の同種業務の実績（同種業務とは、3 に示す内容のものとする。）
- イ 配置予定管理技術者の能力
- ウ 業務費の妥当性（見積書による）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の選定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を 8 の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和 7 年 5 月 8 日（木）までに通知（様式第 3 号）する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日等を除く。）以内に青森県中南農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町 4（弘前合同庁舎 3 階）

青森県中南農林水産事務所

TEL 0172-33-6055

メールアドレス yoshihiro_tozawa@pref.aomori.lg.jp

担当者 農道ほ場整備課 斗澤、齊藤

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

- (4) 青森県中南農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県中南農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年4月25日(金)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、3,135 千円程度(消費税及び地方消費税を含む)を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が整い次第、青森県中南農林水産事務所長と企画提案書の見積書の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

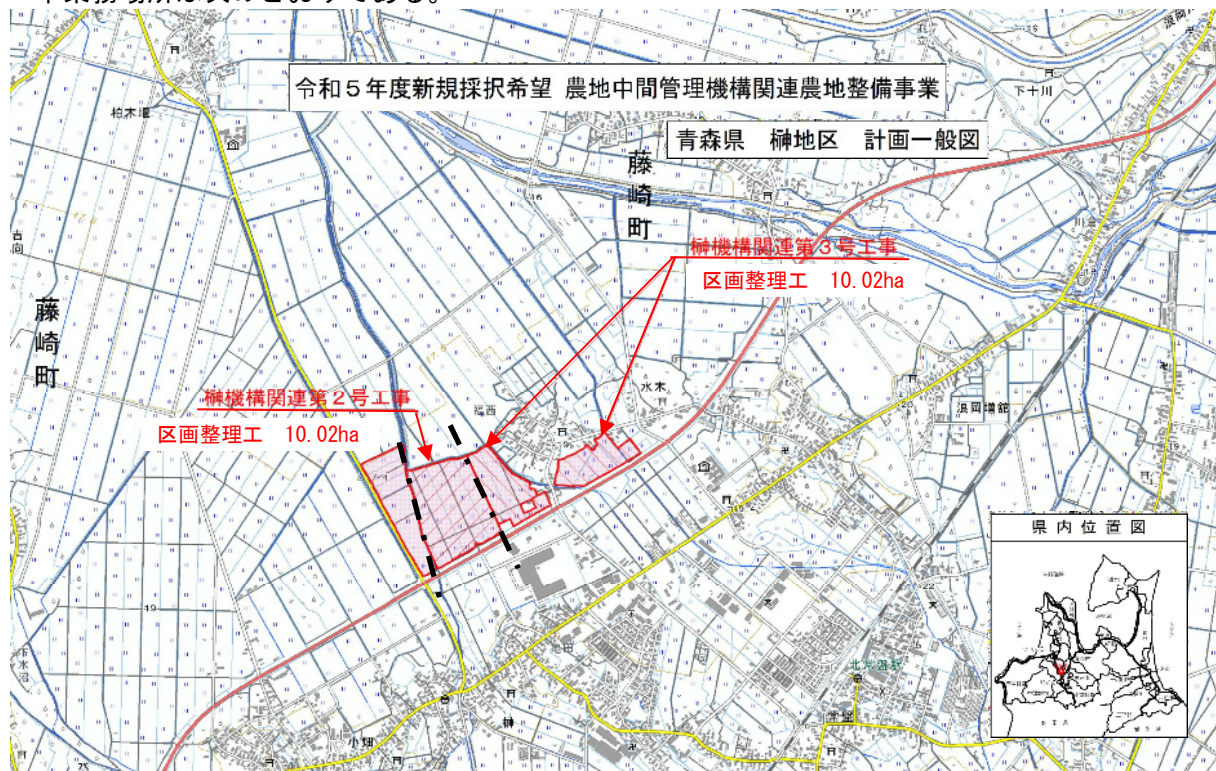
12 応募・照会等窓口

〒036-8345 青森県弘前市大字蔵主町4(弘前合同庁舎3階)
青森県中南農林水産事務所
メールアドレス yoshihiro_tozawa@pref.aomori.lg.jp
担当者 農道ほ場整備課 斗澤、齊藤

(別添資料)

本 地 区 の 概 要 等

1 本業務場所は次のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の5万分の1の地形図を使用したものである。

2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号	中農水（整）委託第1号
業 務 名	榊機構関連委託第4号
業務場所	南津軽郡藤崎町大字榊地内 外
履行期間	契約締結日の翌日から令和7年12月19日まで

現場技術業務特記仕様書

(適用範囲)

第1条 県営農地中間管理機構関連農地整備事業の現場技術業務の施行に当たっては、「現場技術業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

(管理技術者)

第2条 管理技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等の能力と経験を有する者とする。

なお、これと同等の能力と経験を有する者とは、大学卒業後13年(短大・高専卒業後18年、高校卒業後23年)以上相当の能力と経験を有する者とする。

(現場技術員)

第3条 現場技術員の職種区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

職種区分	資格
現場技術員 (B)	①2級土木施工管理技士の資格取得後4年以上の実務経験を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する者とする。 ②大学卒業後5年(短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年)以上の実務経験を有する者とする。
現場技術員 (C)	①2級土木施工管理技士の資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する者とする。 ②大学卒業後2年(短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年)以上の実務経験を有する者とする。

(工事の概要)

第4条 本業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。

工 事 名	工事場所	工期	工種等
桷機構関連第2号工事 桷機構関連第3号工事	藤崎町	R7.4 ～ R7.11	区画整理工 2件

(保険加入)

第5条 受注者は、共通仕様書第12条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(履行期間)

第6条 履行期間 契約締結日の翌日～令和7年12月19日

業務期間 令和7年5月19日～令和7年12月19日

準備期間 契約締結日の翌日～令和7年5月16日

なお、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日は休日とし、超過勤務に係る経費は計上し

ていない。

（業務内容及び人数）

第7条 業務内容及び人数については、次のとおりとする。

（1）管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。

① 本業務の管理及び統括を行い、調査職員と月1回の業務打合せを行う。

（2）本業務に従事する現場技術員は、現場技術員（B）のべ3.25人、現場技術員（C）のべ20.15人とし、業務内容は次のとおりとする。

① 工事の契約書で実施方法、規格等の基準が定められている出来形・品質管理等高度な判断を要しない業務

② 調査職員と工事受注者及び地元関係者等との連絡業務

③ 工事検査に必要な所定の資料の作成等に関する業務

④ 経験に基づく技術的な判断または助言を要する業務

⑤ 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成

（就業場所）

第8条 現場技術員の就業場所は、中南農林水産事務所及び当該事業実施地域内とし、詳細については、調査職員が指示する。

（その他留意事項）

第9条 その他留意する事項は、次のとおりとする。

（1）業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。

（2）現場技術員の服装は作業にあった軽装な作業服とし、特に派手なものは避けること。

（3）通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

（4）受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には、庁舎等の使用ができるものとする。

（5）業務内容又は業務期間に変更が生じた場合は、発注者と受注者が協議して請負代金又は履行期間を変更するものとする。

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応募資格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3 のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有している、又はこれと同等の能力と経験を有していること		該当しない場合は失格
8 配置予定技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕	
	(1) 同種業務の実績(国・県発注のもの)	
	①過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価〔20点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者又は現場技術員の保有資格	
	① いずれも1級又は2級土木施工管理技士の資格あり	7点
	② いずれかが1級又は2級土木施工管理技士の資格あり	4点
	③ 上記以外	0点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験(国・県発注のもの)	
	①過去5年間で3件以上の経験あり	7点
	②過去5年間で1件以上の経験あり	4点
	③上記以外	0点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	①各団体の目標(推奨)単位数を満たしている	6点
	②各団体の目標(推奨)単位数の半数以上を満たしている	3点
	③上記以外	0点
	30点×技術力評価得点／技術力評価満点	点
2 価格評価 (70点)	70点×(1－見積価格／予定価格)	点
合 計 (100点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県中南農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「榊機構関連委託第 4 号」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県中南農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「榊機構関連委託第 4 号」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 2 部 (正 1 部、副 1 部)

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

青森県中南農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「柵機構関連委託第 4 号」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名： 櫛機構関連委託第4号

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】(※調査計画業務の場合。業務内容に応じて設定する。)

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは、「現場技術業務」とし、それ以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名： 榊機構関連委託第4号

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標（推奨）単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企画等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・所有技術資格には資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見積書（積算内訳）

業務名：櫛機構関連委託第4号

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員（人）							備 考
	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員		

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2 年 90 ユニット／3 年 120 ユニット／4 年 150 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年